

令和6年5月 定例教育委員会

日時 令和6年5月29日(水)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について

〔教育総務課〕P.3

【説明・協議事項】

(1) 6月市議会定例会の附議案について

〔各課〕別冊

※説明・協議事項(1)は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

(2) 教育振興基本計画における指標・目標値の実績について

〔各課〕P.5

(3) 令和7年度使用中学校教科書の採択について

〔学校教育課〕P.7

【報告事項】

(1) 学校施設の包括管理委託について

〔教育総務課〕P.12

(2) 体験的学習活動等休業日「やってみよう!でー」の実施状況について

〔学校教育課〕当日配布

(3) 令和5年度鳥取市立学校教職員の時間外勤務時間等の状況について

〔学校教育課〕P.14

(4) 鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱の改正について

〔文化財課〕P.18

(5) 第47回姫路市・鳥取市姉妹都市親善スポーツ交歓大会について

〔生涯学習・スポーツ課〕当日配布

【その他】

(1) 次期定例教育委員会の開催について

[6月] 令和6年6月24日(月)13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

[7月] 令和6年7月30日(火)13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

(2) 令和6年度 鳥取県市町村教育委員会研究協議会総会・研究大会

令和6年7月10日(水)総会14:00 研究大会15:00 ホテルセントパレス倉吉

① 行事報告（4月27日～5月29日）

4月	27	(土)	やってみよう！で一week（～5/6）	学校教育課
			竹細工2人展	因幡万葉歴史館
			まが玉づくり～春～（～5/6）	因幡万葉歴史館
			やまびこ館クイズラリー（～5/6）	鳥取市歴史博物館
			まんれき！クイズラリー（～5/6）	因幡万葉歴史館
			山陰海岸ジオパーククイズラリー（～5/6）	あおや郷土館
	28	(日)	鳥取市スポーツ少年団軟式野球交流大会	津ノ井スポーツ広場、若葉台野球場
	29	(月)	1日図書館員体験	中央図書館
	30	(火)	体験的学習活動等休業日【やってみよう！で一（day）】（～5/2）	学校教育課
			和本づくり	鳥取市歴史博物館
			「エコクラフトでかご作り」	鳥取市あおや郷土館
5月	1	(水)	親子で楽しむ星の講座（やってみよう！で一）（1日・2日）	さじアストロパーク
			1日図書館員体験	中央図書館
			おうちだにワークショップ ハンコづくり	鳥取市歴史博物館
			エコクラフトでかご作り	鳥取市あおや郷土館
	2	(木)	因州和紙で和本づくり	鳥取市あおや郷土館
	3	(金)	ゴールデンウィークを楽しもう（～5/5）	さじアストロパーク
	4	(土)	鳥取こどもまつり（宇宙少年団でブース参加）	さじアストロパーク
			歴史ツアー 太閤ヶ平に登ろう	鳥取市歴史博物館
	5	(日)		
	6	(月)		
	7	(火)		
	8	(水)		
	9	(木)	情報化推進リーダー研修	Webによる遠隔研修
	10	(金)	6年目研修①、中堅教諭等資質向上研修①	6階第5から第8会議室
	11	(土)	「日本初の女性弁護士 中田正子」講演会	用瀬図書館（会場：用瀬支所）
	12	(日)	グローバル人材育成事業結団式	6階第7・8会議室
			ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館
	13	(月)	令和6度鳥取市少年愛護センター少年補導員委嘱状交付式並びに第1回補導員研修会	さざんか会館 大会議室（5階）
			校長研修①	国府町コミュニティセンター
			ひいな学級	用瀬町民会館
	14	(火)	青谷町高齢者教室開講式	青谷町総合支所
	15	(水)		
	16	(木)	とっとり学力・学習状況調査	各小・中・義務教育学校
			授業づくり研修①	国府町コミュニティセンター
			音読教室	青谷町総合支所
	17	(金)	佐治小学校「実験クラブ①」	さじアストロパーク
	18	(土)	竹細工の一輪挿しづくり	因幡万葉歴史館
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	19	(日)	第37回もちがせ流しびなマラニック大会	流しびなの館周辺
			日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
	20	(月)		
	21	(火)		
	22	(水)	鳥取大学講義「地球科学実験演習」	さじアストロパーク

23	(木)	副校長・教頭研修①	Webによる遠隔研修
24	(金)	鳥取大学講義「地球科学」	さじアストロパーク
25	(土)	やまびこ館蔵書の秀吉文書～進出資料のおひろめ～	鳥取市歴史博物館
		おうちだにアカデミー 写真でたどる吉田璋也の暮らし	鳥取市歴史博物館
26	(日)	姫路市・鳥取市スポーツ交歓大会	市民体育館エネトピアアリーナ
27	(月)		
28	(火)	用瀬町みすみ大学開講式	用瀬町総合支所
		青少年育成鳥取市民会議令和6年度総会	さざんか会館 大会議室（5階）
		教育相談コーディネーター研修①	国府町コミュニティセンター
29	(水)	鳥取大学講義「地球科学実験演習」	さじアストロパーク
		5月定例教育委員会	6階第4会議室

② 行事予定（5月30日～6月24日）

5月	30	(木)		
	31	(金)	鳥取大学講義「地球科学」	さじアストロパーク
6月	1	(土)	あおや文化まつり 2024（～30日）	あおや郷土館
	2	(日)		
	3	(月)		
	4	(火)	6月議会開会	
	5	(水)	郷土史講座	用瀬町民会館
	6	(木)		
	7	(金)	鳥取大学講義「地球科学」	さじアストロパーク
			ホテル観賞ウィークin旧美敷水源地2024（～16日）	旧美敷水源地水道施設
	8	(土)		
	9	(日)	第67回鳥取市民体育祭総合開会式	市民体育館エネトピアアリーナ
	10	(月)		
	11	(火)	人権教育主任研修①	国府町コミュニティセンター
	12	(水)		
	13	(木)		
	14	(金)	鳥取大学講義「地球科学」	さじアストロパーク
	15	(土)	令和6年度共催展 「第63回麒麟のまち鳥取市美術展受賞作品展×放哉を書く」（～7/7）	鳥取市歴史博物館
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	16	(日)	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
	17	(月)		
	18	(火)	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
			わくわく千代南（～21日、千代南中学校職場体験受入）	さじアストロパーク
	19	(水)		
	20	(木)		
	21	(金)	6月議会閉会	
			鳥取大学講義「地球科学」	さじアストロパーク
	22	(土)		
	23	(日)	おうちだにアカデミー	鳥取市歴史博物館
	24	(月)	6月定例教育委員会	6階第4会議室

説明・協議事項(2) 教育振興基本計画における指標・目標値の実績について

第2期(R3-R7)教育振興基本計画 指標・目標値の実績表

No	指標名	指標の説明	担当課	実績値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	目標値 (R7)	進捗度
1	夢や目標をもっている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で、「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合	学校教育課	小学校81.6% 中学校71.2% (R元)	小学校77.4% 中学校65.9%	小学校81.4% 中学校65.9%	小学校79.9% 中学校67.2%	小学校90% 中学校76%	C
2	教科の勉強が好きな児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で、「教科の勉強は好きですか」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合	学校教育課	小学校 国語64.6% 算数61.4% 中学校 国語64.5% 数学51.3% (R元)	小学校 国語57.7% 算数65.7% 中学校 国語57.2% 数学53.7%	小学校 国語63.2% 算数62.4% 理科81.1% 中学校 国語61.2% 数学55.8% 理科73.7%	小学校 国語60.7% 算数58.0% 英語62.0% 中学校 国語68.0% 数学56.3% 英語54.5%	各教科 5%向上	B
3	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」の質問に、「あてはまる」と回答をする児童生徒の割合	学校教育課	小学校75.0% 中学校75.3% (R元)	小学校69.7% 中学校78.3%	小学校73.6% 中学校78.1%	小学校71.8% 中学校71.5%	80%	C
4	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	鳥取市共通6項目アンケートで、「学校が楽しい」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合	学校教育課	小学校88% 中学校88% (R元)	小学校89.5% 中学校87.5%	小学校89.5% 中学校89.7%	小学校88.7% 中学校89.4%	小学校94% 中学校93%	B
5	不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係諸機関等の支援につながっている割合	不登校児童生徒数に占める教職員以外の支援につながっている児童生徒の割合	学校教育課	78.5% (R元)	83.4%	85.8%	79.5%	83.5%	C
6	個別的教育支援計画の作成割合	通常の学級において作成が必要と思われる児童生徒の個別的教育支援計画の作成割合	学校教育課	小学校95% 中学校94% 義務教育学校67% (R元)	小学校94.3%、 中学校83.1%、 義務教育学校100%	小学校97.8% 中学校90% 義務教育学校75%	小学校93.4% 中学校93% 義務教育学校75%	100%	C
7	日本語指導のための個別の指導計画の作成割合	日本語指導の必要な児童生徒における個別の指導計画の作成割合	学校教育課	13%(R元)	100%	100%	100%	100%	A
8	学校施設のトイレ(大便器)洋式化率	大便器数のうち洋式化割合が5割以上の学校数	教育総務課	22校(R元)	30校	38校	51校	全校	B
9	地域で学校のあり方を考える検討組織の設置数	市内全小学校39校区・義務教育学校4校区を対象とする検討組織を立ち上げた学校数	校区審議室	6校(R元)	0校	11校	13校 1地域(2校合同)	全校	C
10	教職員の時間外勤務の縮減	1人あたりの時間外勤務における月平均時間(県教委調査平均)	学校教育課	47.4時間 (小・中・義務教育学校平均)(R元)	40時間	37.8時間	37.4時間	30時間	C
11	ストレスチェックの受検率	教職員対象のストレスチェックに回答した者の割合	学校保健給食課	75.9%(R2)	77.7%	75.6%	84.7%	100%	C
12	児童生徒の安全の確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で連携を図っている学校の割合	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査で、「どのような防災訓練等を実施したか」の質問に、「引き渡し訓練」を選択した学校の割合	学校教育課	84.5%(H30)	100%	100%	100%	100%	A
13	通学路合同安全点検実施箇所の対策実施済み進捗率	通学路合同安全点検を実施し、対策が必要となった箇所のうち、対策が実施済みとなった箇所の割合	学校保健給食課	91.9%(R2)	93.2%	93.8%	94.1%	93%	A
14	放課後児童支援員の数	有資格者である放課後児童支援員の割合	学校教育課	職員数に占める割合 52.0%	48.4%	52%※	52.0%	職員数に占める割合 57.0%	C
15	生涯学習講座の参加者の満足度	当該年度実施の生涯学習講座参加者アンケートで、受講内容に対する満足度を中程度より高いと回答した参加者の割合	生涯学習・スポーツ課	83%(R元)	89%	92%	85%	90%	B
16	地区公民館事業の取組評価	当該年度実施の地区公民館事業自己評価において、中程度より高いと回答した事業の割合	生涯学習・スポーツ課	—	100%	100%	100%	100%	A
17	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で、「自分にはよいところがあると思うか」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合	学校教育課	小学校80.5% 中学校75.5% (R元)	小学校75.6% 中学校75.3%	小学校78.5% 中学校76.6%	小学校83.0% 中学校80.4%	小学校86.0% 中学校80.0%	B
18	地区公民館への専門職員の配置割合	社会教育士または社会教育主事任用資格を持つ者が配置された地区公民館の割合	生涯学習・スポーツ課	12%(R元)	13%	13%	16%	40%	C
19	地域学校協働本部の設置数	地域学校協働本部を設置した当該年度末の小・義務教育学校校区数	生涯学習・スポーツ課	1校区(R元)	1校区	5校区	18地区	43校区	B
20	地域や社会の事柄に関心をもつ児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で、「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがあえる」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答した児童生徒の割合	学校教育課	小学校46.4% 中学校42.0% (R元)	小学校50.8% 中学校45.8%	小学校51.3% 中学校42.9%	小学校78.7% 中学校71.6%	小学校60% 中学校45%	B
21	文化財保護事業の実施件数	指定・未指定を問わず調査研究・保存活用事業の実施件数	文化財課	65件(R元)	62件	75件	76件	75件	B
22	学校等を対象とする歴史に親しむ機会開催数	子ども考古学教室、出前講座等の実施回数	文化財課	55回(R元)	53回	59回	58回	60回	B
23	主な文化財関連施設への入込数及び文化財への来訪者・見学者数	鳥取市歴史博物館等の入館者数、指定文化財等の見学者・利用者数の合計値	文化財課	140,937人 (R元)	93,356人	109,739人	122,479人	146,000人	C
24	市民1人あたりの図書貸出冊数	市民が年間に貸出利用をする1人あたりの冊数	中央図書館	4.7冊(R元)	4.2冊	3.9冊	4.3冊	5.2冊	C
25	郷土をテーマにした展示の開催数	郷土をテーマにした展示の年間開催数	中央図書館	34回(R元)	26回	44回	34回	45回	C

説明・協議事項(2) 教育振興基本計画における指標・目標値の実績について

No	指標名	指標の説明	担当課	実績値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	目標値 (R7)	進捗度
26	市民ギャラリー・地域情報・地元企業応援コーナーの貸出回数	ギャラリー等の他機関や団体への年間貸出回数	中央図書館	41回(R元)	57回	42回	55回	75回	C
27	15歳以下の市民1人あたりの図書貸出冊数	15歳以下の市民が年間に貸出利用する1人あたりの冊数	中央図書館	5.6冊(R元)	4.7冊	4.2冊	4.1冊	6.1冊	C
28	学校給食の完食率	提供された学校給食を児童生徒が食べた量の割合	学校保健給食課	92%(R元)	92%	94%	91%	95%	C
29	食物アレルギー対応研修の受講率	給食主任等給食関係者の研修受講率	学校保健給食課	98%(H30)	94%	実施なし	96%	100%	B
30	要治療者(歯科)の受診率	歯科定期健康診断により要治療とされた児童生徒のうち、歯科を受診し、治療が完了した者の割合	学校保健給食課	48.4%(R元)	50.8%(R2)	41.44%(R3)※	41.98%(R4)	60%	C
31	市民体育祭の延べ参加地区数	市民体育祭の延べ参加地区数	生涯学習・スポーツ課	延べ452地区(R元)	141校区	221地区	350地区	延べ500地区	B
32	こころのプロジェクト「夢の教室」実施校数	功績を残したアスリートを招いた出前授業(小学校5年生、中学校2年生対象)の当該年度の実施校数	生涯学習・スポーツ課	14校(R元)	14校	11校	13校	20校	B
33	週に1回、何らかの運動・スポーツをしている人の割合	週1回以上、スポーツに取り組んでいる人の割合	生涯学習・スポーツ課	—	94.6%	93.9%	85.7%	60%	A
34	スポーツ関連イベントに参加した方の満足度	イベントで実施したアンケートの「満足」「やや満足」を回答した者の割合	生涯学習・スポーツ課	—	43.7%	45.4%	45.5%	80%	C
35	学校体育館等の延べスポーツ利用者数	学校開放による小中学校体育館等の当該年度の延べ一般利用者数	生涯学習・スポーツ課	延べ344,804人(R元)	300,000人	442,434人	667,472	延べ350,000人	A

※時点修正

評価	進捗度合い	項目数
A	達成	6 項目
B	概ね順調	12 項目
C	向上していない または、遅れぎみ	17 項目

令和７年度使用中学校教科書の採択について

5月定例教育委員会資料	
令和6年5月29日	
担当課	学校教育課

1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。

2 採択の方法

採択の方法は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に定められている。鳥取県の教科書採択の制度概要については、別紙資料１のとおり。

（１）発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出る。文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成する。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付される。教科書は、この目録に登録されなければ採択されない。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、新規に編集された教科書について、各発行者が作成した編集趣意書を取りまとめ、採択関係者へ周知する。

（２）発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国・私立学校長等に送付する。

（３）都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっている。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴くこととなっている。

都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行う。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年６月から７月の間の一定期間、教科書展示会を行う。

（４）採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で１種目につき１種類の教科書を採択する。

なお、義務教育諸学校用教科書については、通常、４年間同一の教科書を採択することとされている。

3 共同採択

市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、平成２６年４月に改正された無償措置法により、採択に当たっては都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定し、採択地区が２以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。

採択地区は、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が設定しようとする地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとなっている。

なお、共同採択地区内の市町村は、通常、共同採択を行うため採択地区協議会を設け、ここに学校の教員等からなる調査員を置くなどして共同で調査・研究を行う。平成２６年４月に無償措置法が改正され、平成２７年４月１日からは、共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、採択地区協議会における協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないこととされている。

4 採択時期

採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、使用年度の前年度の8月31日までに終わなければならないこととされている。鳥取県東部地区教科図書採択協議会の採択スケジュールは別紙資料2のとおり。

5 開かれた採択

教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要である。具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委員に保護者代表等を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をすることが求められている。

また、採択に関する情報を公開していくことも重要であり、平成26年4月の無償措置法の改正により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく、1. 当該教科書の種類、2. 当該教科書を採択した理由、3. 教科書研究のために資料を作成したときは、その資料、4. 教育委員会が会議の議事録を作成したときは、その議事録の公表に努めることとされている。

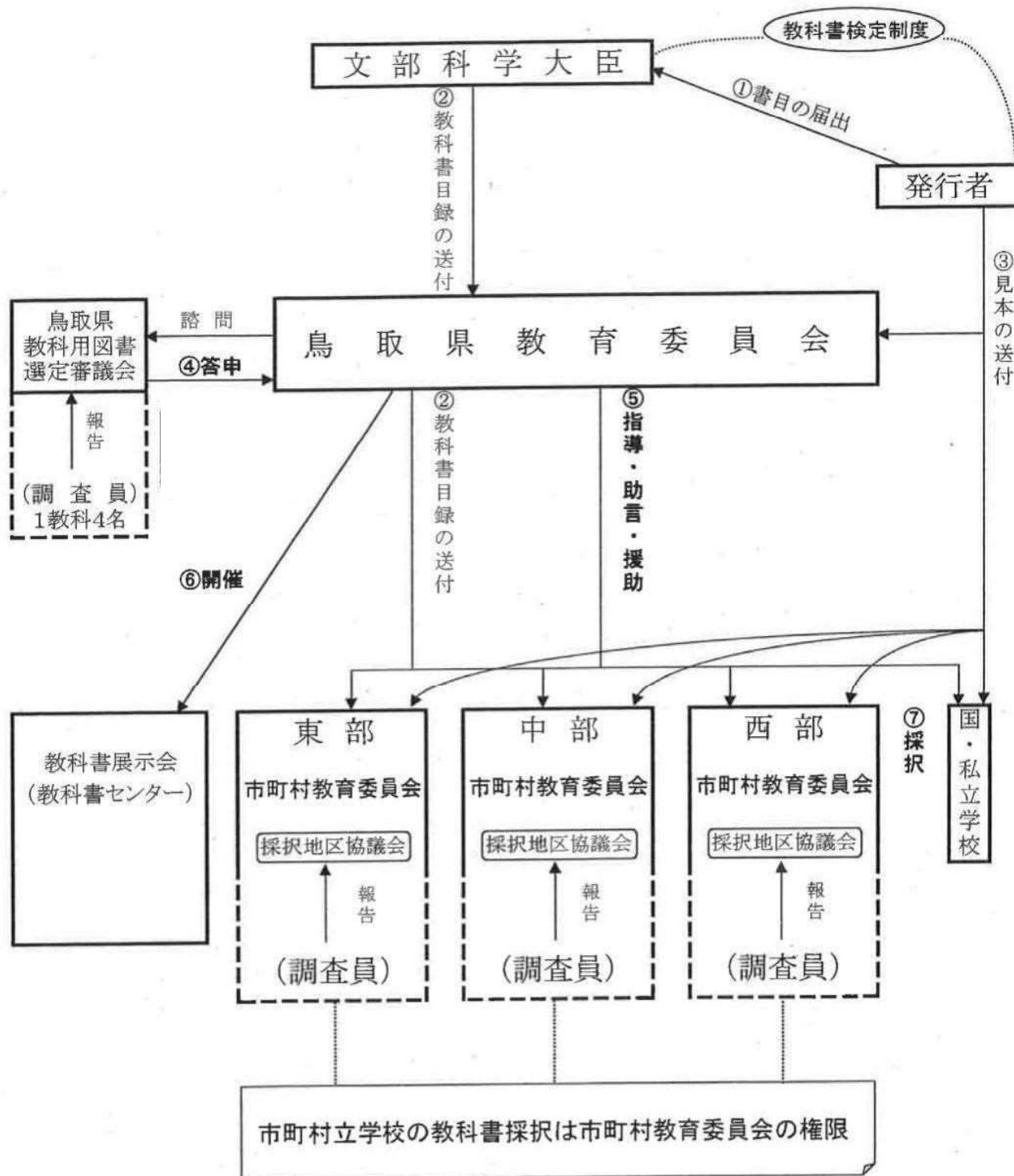
6 別添参考資料

【資料1】教科書採択の制度概要

【資料2】令和6年度東部地区教科用図書採択協議会採択事務スケジュール

【資料1】

教科書採択の制度概要



(注)・各市町村教育委員会における採択結果は、8月31日までに県教育委員会に報告される。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小 学 校	検 定	◎				◎				◎
	採 択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中 学 校	検 定	◎	◎				◎			
	採 択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎			◎		
		採 択			△	△			△	
		使用開始				○	○			○
	主として 中学年用	検 定		◎	◎				◎	
		採 択			△	△				△
		使用開始	○			○	○			
	主として 高学年用	検 定			◎	◎				◎
		採 択	△			△	△			
		使用開始		○			○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として４年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

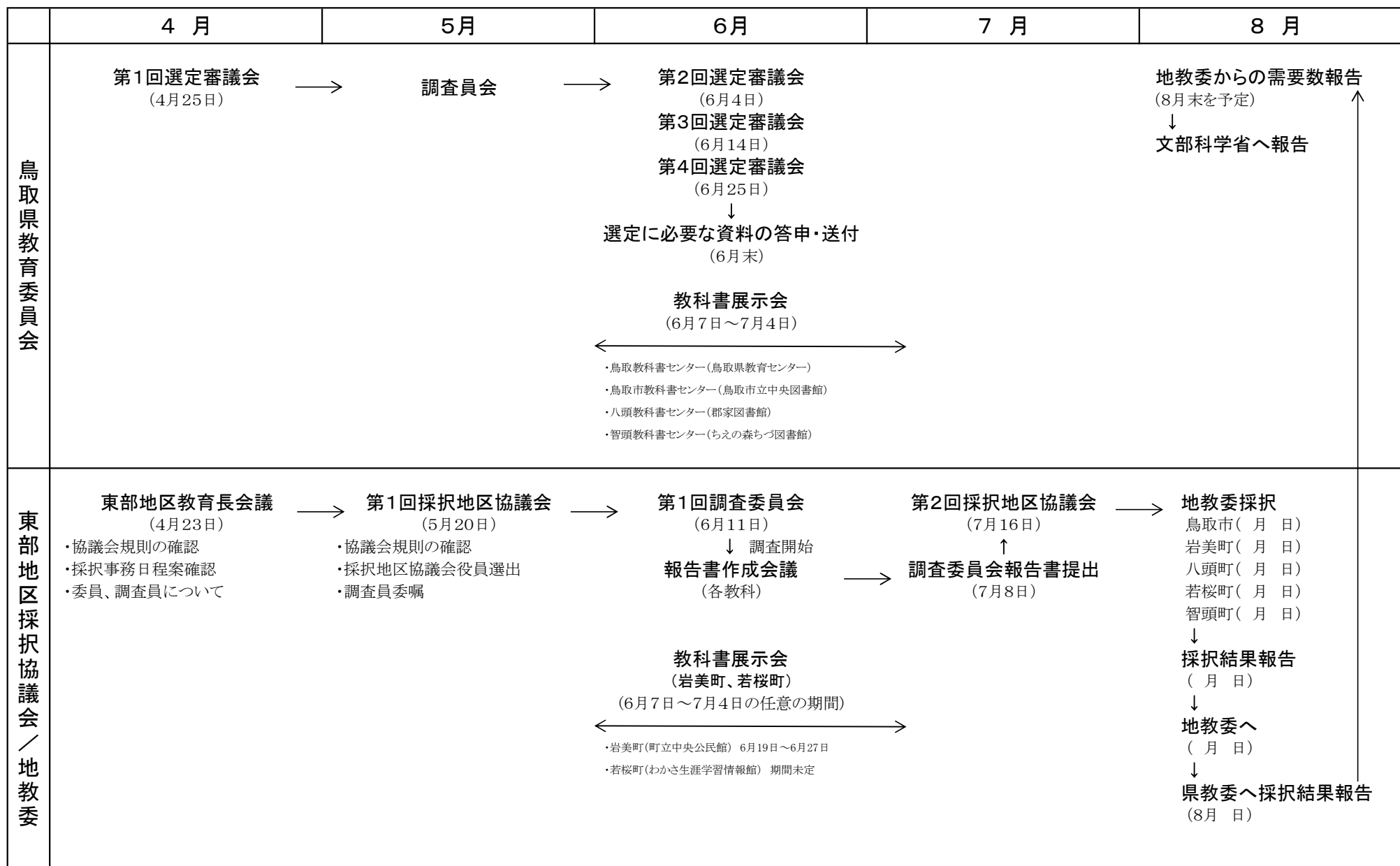
※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

【資料2】

令和6年度 東部地区教科用図書採択協議会 採択事務スケジュール（案）

東部地区教科用図書採択協議会



学校施設の包括管理委託について

「鳥取市公共施設包括管理委託事業」の導入について【担当：総務部資産活用推進課】

公共施設の効率的で質の高い管理に向け、庁舎（支所含む）、学校、保育園といった複数施設の管理業務を包括して契約する「包括管理委託」を事業化します。包括管理委託は、複数施設・複数業務の契約を一つにまとめ、管理会社（マネジメント担当事業者）と契約することで、民間事業者のビル管理ノウハウを活かし管理品質の向上や不具合への迅速な対応を図るとともに施設職員等の事務負担の軽減を目的とします。

1 対象施設

本庁舎に加え、駅南庁舎、総合支所、学校、保育園（若草学園含む）の計89施設を対象とします。

2 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 包括管理委託の導入効果

- ① 民間技師の巡回点検による建物の安全・品質の向上
（不具合の早期発見と迅速かつ適切な対応）
- ② 施設担当者の施設管理業務が軽減され、通常業務に集中できる
- ③ 契約や支払等の事務を一本化することによる事務コストの削減
- ④ 民間の発案による、より効率的で質の高い施設の管理・運営

4 修繕業務の考え方について

維持管理業務に加え、新たに130万円未満の修繕業務（以下、「小修繕」という。）も一括契約します。

巡回点検に加え、小修繕を事業に含めることで、職員（事務職、教員、保育士等）の現場監督の負担が軽減でき、職員はコア業務に集中できるようになります。



庁舎



学校



保育園

	庁舎	学校	保育園
施設数	10施設	56施設	23施設
内訳	本庁 駅南庁舎 支所8	小学校39 中学校13 義務教育学校4	保育園22 若草学園
維持管理業務	対象 ※障がい者 雇用除く	対象	対象
修繕業務 ※130万円未満	対象	対象	対象
巡回点検	対象 ※本庁舎は 常駐管理	対象	対象

5 包括管理委託導入に伴う各種業務について

マネジメント事業者が施設に関する管理業務や修繕のマネジメント、業務計画の作成・実施、災害時の緊急対応など総合的な統轄を行います。

① 維持管理業務

学校は、消防設備・受水槽・遊具等の各種保守点検、機械警備、樹木伐採等の維持管理業務（36件の業務）が対象。

② 修繕業務

130万円未満の修繕（機能回復のことをいい、機能向上や執務環境の改善等含まない。）箇所が発生した場合、学校は事業担当部署（教育総務課ではない）へ不具合箇所の連絡。事業担当部署がマネジメント事業者へ修繕の指示を行います。

（必要があればマネジメント事業者が応急措置を実施）

130万円以上の大規模修繕や機能向上が目的の修繕は教育総務課での対応となります。（従来通り）

③ 巡回点検業務

学校を定期的（仕様では年1～2回：具体的な回数は提案による）に巡回し不具合の早期発見・対応を行います。

軽微な補修についてはマネジメント事業者が行えることとしています。

④ 追加サービス（提案による）

本業務の業務目的に沿って、より充実した施設管理に寄与する追加サービスを提案してもらうこととしています。

6 今後のスケジュールについて

令和6年 5月 公告（プロポーザルによる募集開始）
9月 優先交渉権者の決定
追加提案や仕様内容について詳細協議開始

令和7年 4月 業務開始

技術系従業員による巡回点検・修繕



緊急対応の即時実施

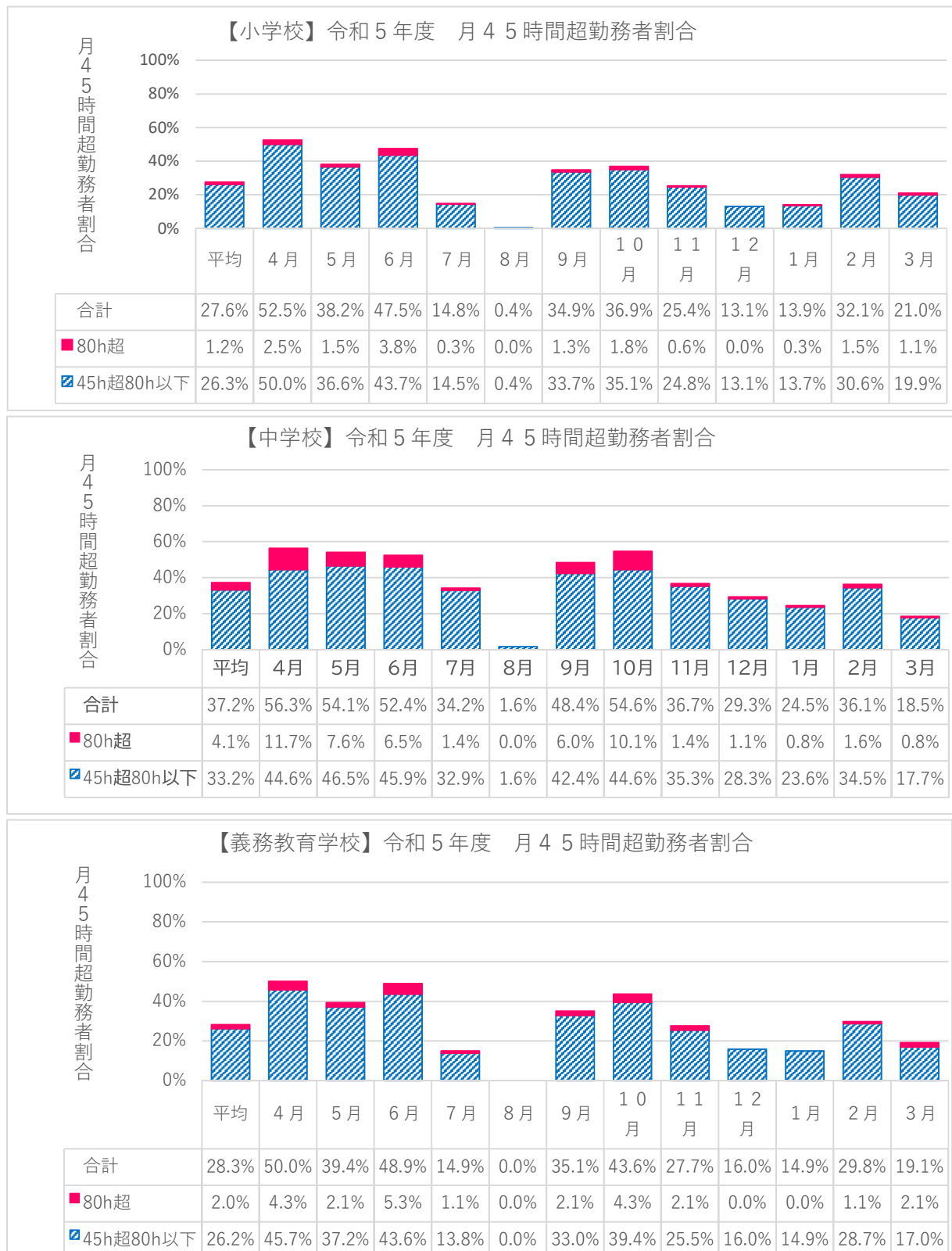


5月定例教育委員会	
年月日	令和6年5月29日
担当課	学校教育課

令和5年度鳥取市立学校教職員の時間外勤務時間等の状況について

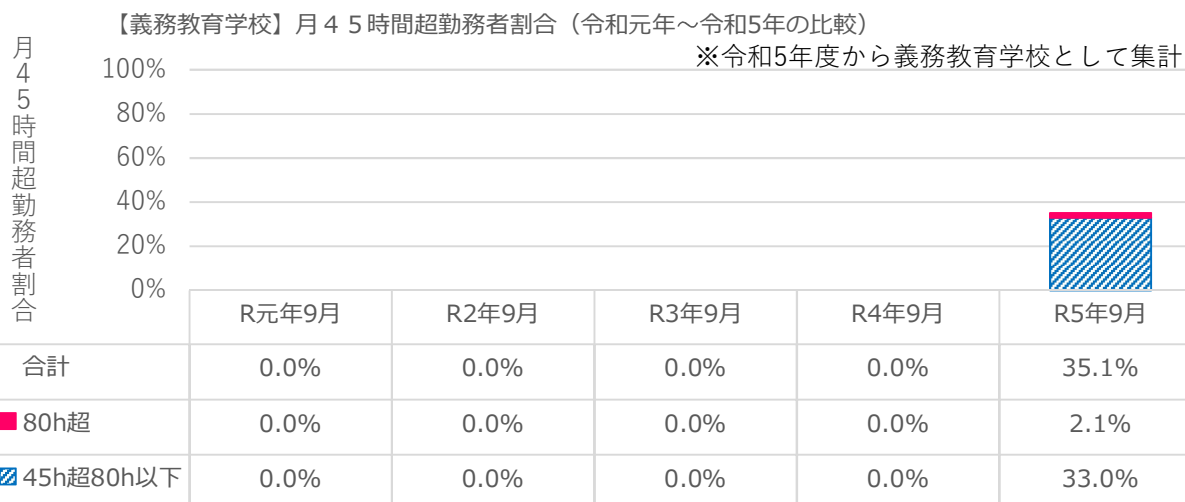
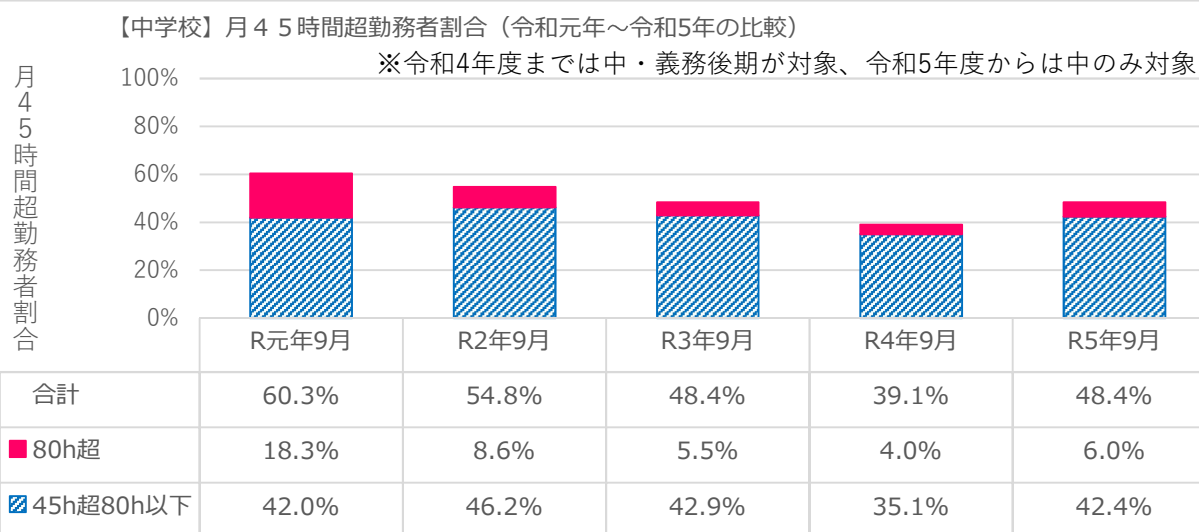
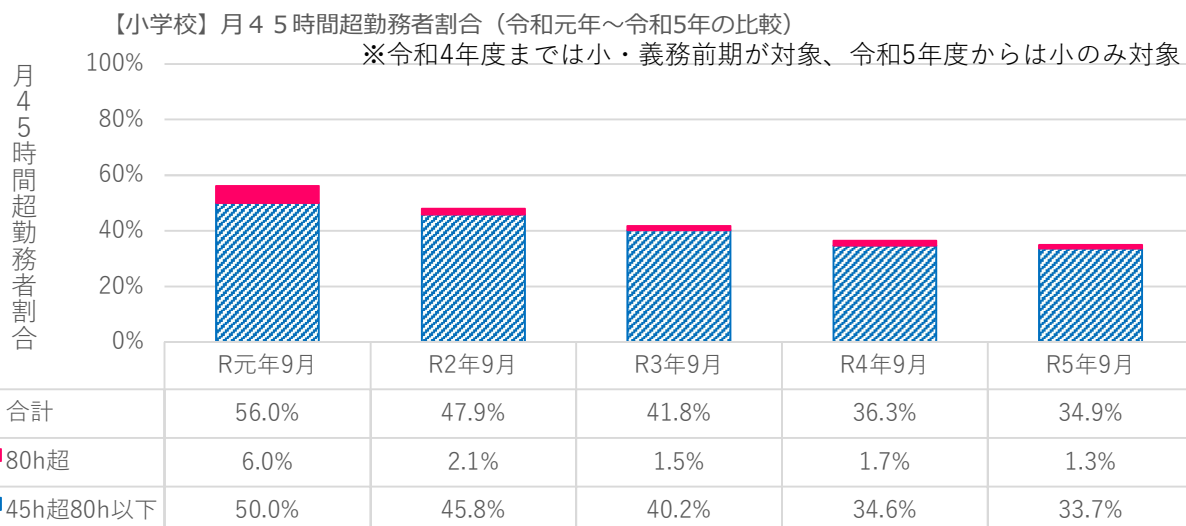
1 令和5年度 月45時間超勤務者割合

令和4年度と比べると全体的に減少傾向にある。ただ、小・中・義務教育学校ともに、年度の当初の割合が高い。また、中学校・義務教育学校では、部活動に関連して大会前の時期に割合が高くなっている。割合が低い時期に何をどう移行していくのが課題である。



2 月45時間超勤務者割合経年比較(令和元～5年度)

各学校の取組により、段階的に月45時間超の者は減少傾向にあったが、令和5年度は、中学校で増加に転じた。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことを受け、学校行事や部活動がコロナ禍以前の状況に戻った学校があることも一因と考えられる。各校において増加の要因を分析するとともに、今後も取組を継続して指標である月45時間以内をめざす必要がある。



3 令和5年度 時間外勤務時間

月45時間以上、年間360時間以上の割合は全ての校種で減少している。ただ、月45時間以上の副校長・教頭の割合は、中学校で4.5%、義務教育学校で2.1%増加している。また、年間360時間以上の割合についても全体として減少しているものの、副校長・教頭は約86%が超過している実態がある。

全国的な傾向と同様で、副校長・教頭の業務を改善することが引き続きの課題である。

		月45時間以上				年間360時間以上			
		全職員				全職員			
			校長	副校長・ 教頭	教諭		校長	副校長・ 教頭	教諭
全体		30.7%	12.1%	57.3%	30.0%	59.7%	44.6%	85.9%	58.9%
	小学校	27.6%	14.3%	60.5%	26.3%	56.2%	51.3%	84.6%	54.7%
	中学校	37.2%	7.7%	52.0%	37.6%	65.5%	30.8%	88.2%	65.7%
	義務教育学校	28.3%	4.2%	53.1%	27.0%	63.8%	25.0%	87.5%	63.4%

4 令和5年 年次有給休暇取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は全体で18.1日と指標を達成している。令和4年度と比較して、2.8日増加している。

また、年次有給休暇を5日以上取得した割合は全体で99.7%と指標を概ね達成している。

	年休5日以上	平均取得日数
全体	99.7%	18.1
小学校	100.0%	18.8
中学校	99.0%	17.3
義務教育学校	100.0%	16.8

5 鳥取市立小・中・義務教育学校共通の取組達成度

定時退勤日の設定について取組は令和4年度と比較して割合が下がっている。一方で、交通安全指導や見守り活動等の地域・保護者との協働実施は令和4年度より10%ほど割合が上昇した。学校運営協議会の議題として扱うなどして取組を加速させたい。

- ① 学校の電話対応時間の設定
→56校/56校（100%）

- ② 教員の定時退勤の推進
~~→37校/56校（66%）~~
→33校/56校（58.9%）

- ③ 交通安全指導や見守り活動等の
地域・保護者との協働実施
~~→42校/56校（75%）~~
→49校/56校（87.5%）

報告事項（４）

5月定例教育委員会資料	
年月日	令和6年5月29日
担当課	文化財課

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱の一部改正について

1. 改正内容

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱の一部を改正し、平成6年6月1日以降、選考委員会出席者への報償費について、「5,000円」を「10,200円」とします。

2. 改正の理由

鳥取市における各部選考委員会出席者への報償費について、令和6年度より1人1回あたり5,000円より10,200円に増額となったため。

（令和6年4月24日付 行財政改革課長事務連絡による）

3. 備考

今年度、教育委員会には新たに指定管理者を選定する施設が存在しないため、事業評価のみを実施します。

Ⅱ. 指定管理者制度事務に係る年間スケジュール

月	導入・更新	モニタリング		その他
		実施確認	評価	
4月	年度協定締結（4月1日締結）※13 備品管理契約（4月1日締結）※13	書面調査(前年度事業報告書※4/30) 書面調査(前月分業務報告書※10日)	評価に係る基礎資料のとりまとめ	所管課会議【随時】
5月	導入・更新施設の仕様書(案) の検討・作成(～6月)	書面調査(前月分業務報告書※10日) 実地調査(担当者・施設の状況確認)	前年度事業評価(モニタリング)	各部選考委員会委嘱・任命(～5月)※08 指定管理料算定基準更新※06
6月	設置管理条例制定・改正議案準備 指定管理料積算 債務負担行為(委託料)額の検討	書面調査(前月分業務報告書※10日)	前年度事業評価結果行革提出	
7月	債務負担行為(委託料)額査定・決定 設置管理条例制定・改正議案提出 管理実績評価の実施※07	書面調査(前月分業務報告書※10日)	各部選考委員会へ報告 指定管理者へ評価結果を通知→ 前年度事業評価のHP公表	→改善・指導等必要な対応を実施 HPの整備
8月	制度検討委員会への諮問 導入・更新施設の募集要項(案) 選考委員会で募集要項・審査基準・加点 等の審議(必要に応じて現地確認)※10	書面調査(前月分業務報告書※10日)		募集要項ひな型更新※09 市報10月号掲載依頼(※8月中旬)
9月	募集要項等審議後副市長決裁 条例・債務負担行為の9月議会上程 指定管理者募集(9月下旬～10月下旬) HP公表	書面調査(前月分業務報告書※10日)		市報10月号最終校正(※9月初旬)

※・・・ライブラリ参考場所

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選考を行うため、鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- 1 公の施設に係る指定管理者の候補者の選考に関する事項を審議し、その結果を市長へ報告すること
- 2 指定管理者の施設管理運用の評価に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 外部委員は4名とし、学識経験者、施設利用代表者等の中から、教育委員会が適任者を委嘱する。
- 3 内部委員は2名以内とし、教育委員会が任命する。
- 4 前第2項及び第3項の場合において、教育委員会は市長の意見を聞かなければならない。

(役員)

第4条 選考委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、外部委員とする。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該年度の終了の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第6条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 4 指定管理者の候補者の選考は、別に定める審査基準により行うものとする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、応募のあった団体の代表者等に会議への出席を求め、提案内容等について説明を聞くことができる。
- 6 選考委員会の委員に対し、会議1回につき10,200円の報償費を支払うものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、厳正かつ公平に第2条に規定する所掌事務に係る審議を行わなければならない。

- 2 委員は、公の施設に係る指定管理者の候補者の選考に関し知り得た情報（公表さ

れた情報を除く。)について他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

- 3 委員は、公の施設に係る指定管理者の候補者の選考を行うに当たり、応募団体等から個別に接触があったときは、速やかに事務局へ報告しなければならない。
- 4 委員は、応募団体等と利害関係がある場合には、自らその関係について選考委員会に申し出ることとし、その審議に参加できないものとする。
- 5 前項における利害関係とは、次の各号に該当する場合をいう。
 - (1)委員が応募団体に現在所属しているか若しくは直近5年間に於いて所属したことがある
 - (2)委員が応募団体の代表者又は役員との関係において、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる
 - (3)委員本人又は委員が代表者や業務執行権限のある役員等を務める団体と応募団体との間に直近1年間に於いて、公正な選定を妨げるおそれがある経済的関係(請負契約、助成を受けている、直接的な商取引がある等)がある
 - (4)委員が応募団体が提案する業務と直接的な競争関係にある
 - (5)委員が応募団体が提案する業務と直接的な競争関係にある団体に現在所属しているか若しくは直近の5年間に於いて所属したことがある
 - (6)委員が応募団体に債務がある

- 6 第3項の規定による報告又は第4項の規定による申出をすべき事実がありながら、委員が当該報告等を行わなかったことが判明した場合には、会長は、当該委員を審議から除外するとともに、委員会に諮り、必要な措置を講ずるものとする。
(情報の取扱い)

第8条 会議は、応募者の秘密保持及び個人情報保護のため非公開とする。ただし、選考の結果をふまえて指定管理者が選定されたときは、候補者の団体名、選定の理由等について適切な方法で公開するものとする。

(事務局)

第9条 選考委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱 第1条～第5条 略 (会議) 第6条 1～5略 6 選考委員会の委員に対し、会議1回につき <u>10,200円</u>の報酬費を支払うものとする。 第7条～第10条 略	鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会設置要綱 第1条～第5条 略 (会議) 第6条 1～5略 6 選考委員会の委員に対し、会議1回につき <u>5,000円</u>の報酬費を支払うものとする。 第7条～第10条 略